

所得税の確定申告が始まります。  
緊急事態宣言延長となりましたが、  
大嶋会計では最大限前倒しで処理を進めて  
3月10日までに全ての申告を完了させる予定です。  
皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>

令和3年2月3日

代表社員 所長 石田 洋祐

### ○緊急事態宣言延長

2月2日夜に菅総理大臣は栃木県を除く、10の都道府県の緊急事態宣言を3月7日まで延長することを表明しました。千葉県は他県に比して陽性率の高止まりが続いていましたし、直近1週間の10万人あたりの感染者数は31.5人で東京、沖縄に続き全国で3番目の多さとなっているため、延長止むなしですが、経済的には非常に苦しい状況が続きます。

### ○確定申告期限はどうなる？

緊急事態宣言の延長を受けて、国税庁は確定申告期限を1ヶ月延長し、4月15日までとすると発表しました。

本来の申告期限は、所得税と贈与税が3月15日、個人の消費税が3月31日となっていました。が、それぞれ4月15日まで延長するとの事です。

### ○個別の申告・納付の延長も可能

申告期限が上記の通り4月15日に延長されましたが、納税者や関与する税理士が新型コロナウイルスに感染、あるいは濃厚接触者となってしまったため、通常の業務体制が維持できないなどにより必要な書類の作成が間に合わないなどの場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）も認められています。（国税通則法第11条）万が一の場合でも、延長措置はありますので皆様ご安心ください。

## ○中小企業等の事業再構築支援事業

先の見えない不安な情報が多い中、中小企業庁でポストコロナ・ウィズコロナの時代を乗り越えるために事業転換、事業再構築を目指す事業主を支援するための補助金を3月からスタートさせる予定です。補正予算の総額は1兆1,485億円とのことです。補助金額は最大1件あたり1億円でかなりインパクトの大きい補助制度となりそうです。

要件として、以下の3点が発表されています。

- ① 申請前6ヶ月の内、任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ前の同3ヶ月合計売上高よりも10%以上減少していること。
- ② 事業計画を認定支援機関と作成すること。
- ③ 3~5年で付加価値率増加の目標達成。

まだ、詳細な発表がされていませんし、運用が変わる可能性があります。もしもコロナ時代を乗り越えるための攻めの投資を検討されている顧問先様はぜひご検討ください。なお、この補助金の受付は「jGrants」という電子申請システムを使う予定であり、そのIDの発行に2~3週間必要になるため、ご検討の方はまずはIDの取得を先行していただければと思います。

大嶋会計としても、本制度は注目しており、詳細情報を収集していきます。